

## 保有する技能証明の資格と身体検査基準及び航空身体検査証明書との関係

資格	身体検査基準	航空身体検査証明書
定期運送用操縦士 事業用操縦士 准定期運送用操縦士	第1種	第1種航空身体検査証明書
自家用操縦士 一等航空士 二等航空士 航空機関士 航空通信士	第1種又は第2種	第1種航空身体検査証明書又は 第2種航空身体検査証明書

定期運送用操縦士、事業用操縦士又は准定期運送用操縦士の資格を有する者の身体検査基準は第1種で、航空業務を行うためには、第1種航空身体検査証明書が必要です。

自家用操縦士、一等航空士、二等航空士、航空機関士又は航空通信士の資格を有する者(定期運送用操縦士、事業用操縦士、准定期運送用操縦士のいずれの資格も有しないものに限る。)の身体検査基準は第1種又は第2種で、航空業務を行うためには、第1種航空身体検査証明書又は第2種航空身体検査証明書が必要です。

- ※ 定期運送用操縦士又は事業用操縦士の資格を有する者で、第1種の身体検査基準には適合しなくなったが、第2種の身体検査基準には適合するものが、自家用操縦士の業務範囲に限って航空業務を行うことを希望する場合、保有する資格を下級の資格(自家用操縦士)に切り替えた後、第2種の航空身体検査証明を申請することは可能です。  
下級の資格への切替え方法は、以下の通達に規定しています。

◆ 「操縦士に係る技能証明の下級の資格への切替え 及び限定事項の一部取消しについて」(空乗第54号 昭和51年1月27日)